「所沢市緑の基金」への募金額を報告します

市では、緑化の推進と貴重な緑地の保全のための事業資金に充てるため、公共施設32か所と民間施設2か所に、「所沢市緑の基金」募金箱を設置しています。

昨年12月21日から今年7月29日までの募金額は、総額59、639円となりました。ご協力ありがとうございました。今後も、「所沢市緑の基金」へのご協力をお願いします。

問い合わせ　みどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）

福祉有償運送を行う団体の皆さんへ

福祉有償運送とは、訪問介護事業者やNPO（非営利団体）が、登録等をした高齢者、障害者等の移動制約者を対象に通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービスです。

福祉有償運送を行う場合は、許可が必要です。許可を得る場合は、市役所1階・福祉総務課へ申請し、入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会の協議を経たうえで、国土交通省への申請となります。

道路運送法の許可を得ずに行うと罰せられますので、ご注意ください。

◎詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ　福祉総務課（☎2998-1147・FAX2998-1113）

所沢1日合同行政相談所のごあんない

総務省の関東管区行政評価局では、所沢1日合同行政相談所を開設します。国の行政機関等が多数参加して登記、税金、年金・保険等の国の行政に関する苦情・要望、問い合わせ等、無料で広く相談に応じます。

また、弁護士や公証人、司法書士などが民事相談に応じます。秘密を厳守します。気軽にご相談ください。

とき・ところ　10月14日(金)／午前10時～午後4時（受付時間は午前10時30分～午後3時30分）・市役所8階大会議室

参加機関　さいたま地方法務局、関東信越国税局、埼玉労働局、埼玉社会保険事務局、関東地方整備局、埼玉県（西部地域創造センター・川越県土整備事務所）、埼玉公証人会、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、首都圏マンション管理士会、埼玉行政相談委員協議会、関東管区行政評価局

◎10月に予定していた「特設行政相談所」は、前記の相談会が開催されるため、今年度は実施しません。

問い合わせ　関東管区行政評価局（☎048-600-2311）、市市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）

福祉の仕事移動相談会のごあんない

とき・ところ　10月13日(木)／午前10時～午後3時・旧市庁舎

◎当日は、求職登録、求人票の閲覧、紹介状の発行などを受けられます。

問い合わせ　埼玉県福祉研修・人材センター（☎048-833-8033・FAX048-833-8062）

児童手当制度のごあんない

小学校3年生（9歳到達年度末）までの児童を養育している方に、児童手当を支給します（所得制限あり）。

児童手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。出生、転入等により新たに受給資格が生じた方や、現在、手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えた方は、市役所1階・子ども支援課へお越しください。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書を提出した日の属する月の翌月分からとなり、さかのぼって支給することはできません。手続きが遅れないようにしてください。

手当月額　▼第1子・第2子…5千円▼第3子以降…1万円

申請に必要なもの　①印鑑②申請者名義の預金通帳（銀行名、支店名、口座番号の控えでも可）③所得証明書（平成17年1月1日に所沢市に住所がなかった場合）④申請者の健康保険証の原本とコピー⑤申請者の年金手帳または基礎年金番号の控え⑥勤務先の名称・所在地・電話番号の控え

注意事項　▼前記③は、前住所地の市区町村が発行する「児童手当用所得証明書」に限ります（源泉徴収票、給与証明書は不可）。なお、後日提出することもできます▼同④⑤は、申請時に厚生年金等に加入の方のみ必要です。これに代えて、後日、年金加入証明書を提出することもできます▼その他、必要に応じて提出していただく書類があります▼現在、手当を受給されている方で、出生等により新たに対象となる児童に関する申請をされる方は、印鑑のみご用意ください▼公務員の方（独立行政法人等に勤務の方を除く）は、勤務先で申請してください。

申請先・問い合わせ　子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

全国都市交通特性調査にご協力ください

国土交通省は、全国の平日・休日交通特性を把握するため、本市をはじめとした全国62市60町村と協力して、10月から11月にかけて人の動きに関する交通実態調査を行います。皆さんが日ごろの生活の中で、自車、バス、鉄道などを利用してどのように移動しているか、人の動き実態を調査するもので、今後の都市交通施策に活用する基礎資料を得ために行うものです。本市の都市交通施策を考えるうえでも大切な調査です。ご協力をお願いします。

調査対象　市内から無作為に選んだ約1、000世帯（対象世帯には、事前に、はがきで連絡）

調査内容　平日・休日のある1日にどんな目的でどこに移動したか等

調査方法　調査員が対象となった世帯を訪問して、調査票への記入を依頼（後日、調査員が回収）

問い合わせ　国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室（☎03-5253-8111／内線32-673・FAX03-5253-1590）、市都市計画課（☎2998-9192・FAX2998-9163）

平成17年度新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）を発売

この収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに役立てられます。

発売期間　9月26日(月)～10月11日(火)

問い合わせ　(財)埼玉県市町村振興協会（☎048-822-5004・FAX048-833-1492）

（仮称）生ごみリサイクル110番の開設と生ごみリサイクル推進員の募集のごあんない

①（仮称）生ごみリサイクル110番の開設

市では、生ごみのリサイクルを進めるため、リサイクルふれあい館・エコロに、（仮称）生ごみリサイクル110番を開設します。

生ごみ処理容器の紹介・使い方のアドバイス、生ごみリサイクル講習会の案内等、ごみ減量のPRと生ごみに関する電話での問い合わせや来館者の相談を受け付けます。

受付日時　10月4日(火)（毎月第1火曜日）／午後1時30分～3時

②生ごみリサイクル推進員の募集

生ごみを上手にリサイクルするための研究会や情報交換を行い、市民に情報発信する等、ご協力していただけるボランティアを募集します。

申し込み・問い合わせ　▼①について…リサイクルふれあい館（☎2994-5374・FAX2994-1118）▼②について…10月3日(月)から、廃棄物対策課（☎2998-9146・FAX2998-9394）へ電話

第6回

すくすくサポート通信

ほうかごところ

今回は、所沢小学校と北小学校で実施している「ほうかごところ」を紹介します。

Q：どのような事業なのですか？

A：学校の校庭や体育館、図書館などを放課後に開放して、子どもたちが安全で安心して過ごすことができる空間を提供しています。友達との遊びやスポーツ、学習などができる場として利用されています。

楽しく過ごす子どもたち

最近は、遊び場となる近所の空き地が減っていることや、誘拐・交通事故などの予期せぬ出来事に対する心配などから、子どもたちが外で一緒に遊ぶ機会が減ってきています。

友達と一緒に過ごすことは、交友関係を広げたり、社会性を身につけたりするうえでとても大切です。「ほうかごところ」を通して子どもたち自身の成長を手助けできればと考えています。

Q：具体的な利用の流れを教えてください。

A：子どもたちの安全管理のため、参加するには事前に登録をしていただきます。参加費用は無料ですが、万一に備えての保険加入費用は、保護者の方に負担していただいています。

授業がある月～金曜日の午後5時まで（4～9月は午後6時まで）開放していて、指定の活動場所から希望の場所を選び、数人のスタッフによる見守りや活動支援のもと、帰宅予定時刻まで思い思いに楽しい時間を過ごします。

卓球などのスポーツや遊びの人気が高いようですが、友達と勉強している子どもたちもいます。

今はまだ2校のみの実施ですが、参加している子どもたちや保護者の皆さんからの評判もよいので、施設管理面や人材確保などの状況に合わせて実施校を増やしていきます。

「ほうかごところ」の問い合わせ
所沢小学校スタッフルーム（☎・FAX2922-0402）
北小学校スタッフルーム　（☎・FAX2928-9996）
◎いずれも月～金曜日／午後2時～5時（10～3月）

連載の問い合わせ　子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）